

区内交通事故状況

自転車の交通ルール

令和5年区内交通事故状況

令和5年の区内交通事故件数は1,230件(前年比20件減)、死者数は6人(前年比4人増)、重傷者数は71人(前年比5人増)、軽傷者数は1,273人(前年比9人減)でした。

自転車の交通事故発生状況

令和5年に区内で起きた交通事故のうち、約5割が自転車乗用中の方が関わっていました。また、転倒等による単独事故が292件発生しました。

自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行
- 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を

守って、安全確認
夜間はライトを点灯
○飲酒運転は禁止
○ヘルメットを着用

「例外」自転車歩道通行可能な場合
○自転車歩道を通行することが
できる標識(下
図)があるとき



○自転車の運転者が13歳未満や70歳以上の人、身体が不自由な人のとき
○自転車の通行の安全を確保するためにはやむを得ないとき

自転車歩道を通行するとき
は必ず歩行者優先

自転車歩道を通行するとき
は、すぐに止まることのできる

速度で通行し、歩行者の通行を妨げる時は一時停止しましょう。歩行者に危険がおよぶ可能性がある場合は無理して通行せず、自転車を降りて押し歩行者を優先してください。

スピードの出しすぎは、歩行者等と接触した際に、大きな事故につながる恐れがあります。

自転車のスピードの出しすぎは危険

特に下り坂や電動アシスト自転車は、スピードが出やすいので注意が必要です。周囲の状況を確認し、安全な速度で利用することが大切です。

区内では自転車ナビマーク・ナビラインが設置されており、

自転車ナビマーク・ナビライン

ナビラインが設置されており、

スケアード・ストリート 自転車交通安全教室

3/16(土)

スタントマンによる交通事故再現

交通安全講話とスタントマンの交通事故再現を実施します。交通ルールとマナーを学び、交通事故を減らしましょう。

※事故再現は恐怖を感じさせる演技法(スケアード・ストリート)のため、小学生以下の参加は極力お控えください。

時 3月16日(土) 午前10時半
11時半(開場・午前10時)

場 UR大島六丁目団地中央広
場(大島6-1)

費 無料

申 当日直接会場へ

自転車通行すべき場所を標示しています。



自転車ナビマーク・ナビラインが設置されていない場所でも、自転車は車道の左側走行が原則です。

車道の右側走行は逆走となり交通違反です。絶対にやめましょう。

自転車は手軽で便利な乗り物ですが、危険な乗り方をする、重大な事故につながる恐れがあります。交通ルールとマナーを守り、安全に利用してください。

地域交通課交通係

☎(3647)4784
FAX(3647)9287



▲交通事故再現イメージ

地域交通課交通係

☎(3647)4784
FAX(3647)9287

城東警察署交通総務係
☎(3699)0110

高齢者補聴器支給等事業

現物支給または購入費を助成

区では高齢の方を対象に、補聴器の支給等事業を行っています。現物支給か購入費助成のどちらかを選択できます(1人1回限り)。申請する場合は、必ず事前に介護保険課在宅支援係にご連絡ください。

現物支給

申請受付後、要件を満たしている方へ補聴器検査依頼書をお渡しします。区内指定の耳鼻咽喉科で検査を受けていただき、補聴器の支給が必要と判断された場合に、その場で支給します。原則、自己負担はありません。

現物支給の補聴器の無料利用

申請受付後、要件を満たしている方へ補聴器検査依頼書をお渡しします。区内指定の耳鼻咽喉科で検査を受けていただき、補聴器の支給が必要と判断された場合に、その場で支給します。原則、自己負担はありません。

安心して通れる道路をめざして

道路は誰もが自由に通行できる場所であるため、道路上に工作物等を設置し、継続して道路を使用する場合は道路占用許可が必要です。

また、道路占用許可の対象となる工作物等は道路法で限定されており、のぼり旗や立看板などは交通安全上の支障となるため、道路上の設置が認められていません。

道路は大切な共有財産です。みんなでルールを守りましょう。

忘れていませんか?

道路占用許可申請

看板や日よけ等は、路面から

知を送付します。決定通知を受領後に、ご自身で補聴器を購入し、助成金を申請してください。審査後、補聴器本体の購入費用に対して3万円を限度に助成します。

購入後の補聴器の調整等は、購入した販売店などでご相談ください(区では対応していません)。

※いずれも

○区内在住の65歳以上で在宅の方

○障害者総合支援法による補聴器の支給を受けていない方

○過去に区から補聴器の支給を受けていない方

○場 介護保険課在宅支援係(区役所3階4番)

☎(3647)4319
FAX(3647)9466

☎(3647)2126
FAX(3647)9689

みんなの道路、きれいに広く、安全に

道路上に植木鉢やプランター、段差解消ブロック、鉄板などの私物を置くことは、歩行者や自転車等の通行の支障となるほか、水たまりができる原因となることがあります。また、設置した私物が原因で事故が発生した場合、設置者が責任を問われることもありますので、自主的に片付けてください。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

すでに道路上に出ている看板や日よけ等の道路占用許可申請の方は、速やかに手続きをお願いします。

道路課道路占用係
☎(3647)9689

施設保全課監察係
☎(6458)6482
FAX(5683)5585

道路課道路占用係
☎(3647)9689

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます

江東区子どもの虐待ホットライン
☎3646-5481

【相談日時】 月～土曜(年末年始(12/29～1/3)・祝日除く) 9:00～18:00
【夜間・休日の緊急時】 警察署☎110 児童相談所全国共通ダイヤル☎189
※連絡は匿名でも行えます。虐待を“疑ったら”勇気を出してご連絡を

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 講師 保一時保育 縮切日 申し込み 問問合先 HPホームページ Eメール